

## 平戸市農業委員会第13回総会議事録

1. 開催日時 平成30年3月26日(月) 午前9時30分から午前11時17分

2. 開催場所 平戸市役所3階大会議室

3. 出席委員(19人)

会長 19番 丸田 保

会長職務代理者 8番 川村 政幸

委員

1番 蜜山 隆満 2番 岡村 勝彦 3番 阿部 榮 4番 小川 隆友

5番 本山 勝茂 6番 松本 一郎 7番 谷本 雅嗣 9番 前川 一夫

10番 桝屋 可恵 11番 青崎日出男 12番 大山 荒助 13番 山下 忠平

14番 松山 浩幸 15番 藤沢 和正 16番 大山 光敏 17番 福田 延之

18番 永田 守

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名委員及び書記の指名

第4 会務報告

第5 議 事

報告第30号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について

報告第31号 農地法第3条に係る合意解約について

報告第32号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について

報告第33号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について

報告第34号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について

議案第78号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第79号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第80号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第81号 非農地通知の申し出について

議案第82号 非農地証明願について

議案第 83 号 第 12 回農用地利用集積計画（案）について

議案第 84 号 第 9 回農用地利用配分計画（案）に対する意見について

## 第 6 閉 会

### 6. 事務局

事務局長 吉村 藤夫 参事監兼班長 西 寿代 係長 前川 優博 主査 近藤 裕司  
主査 山本 寿子

7. 傍聴人の数 なし

8. 公開・非公開の別 公開

### 9. 会議の概要

#### ○事務局長

定刻となりましたので、ただ今より平成 29 年度 3 月期第 13 回総会を開会いたします。  
はじめに丸田会長がご挨拶を申し上げます。

#### ○会長

皆様おはようございます。本日は 3 月期の第 13 回総会にご案内を申し上げましたところ皆様方には大変お忙しい中にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。いよいよ桜の花も咲き始めまして春爛漫の季節を迎えようとしております。農作業におきましても大変多忙な時期を迎えるわけでございます。皆様方におかれましてはお体に十分お気をつけ頂きまして安全管理に気を配っていただきまして事故のない保育作業を進めていただきたいなあという気持ちでおります。実は北部のほうでトラクターの転落事故等がございましてドクターヘリで運ばれるなど、いろいろな農作業用機械による事故が頻発しているようでございます。どうかひとつその点十分ご配慮頂きまして、地域の寄り合い等いろいろあるときにでも是非とも災害のない農作業について真剣に取り組んでいただくようご指導のほどをお願い申し上げたいと思います。

いよいよ農業委員会も改正後、初めての農業委員会でございます。従来平戸市農業委員会 33 名の農業委員さんでございましたけれども 19 名によりまして農業委員会のご審議を頂くわけです。どうかひとつその点十分含めていただきまして平戸市の農業委員会の事務進行に格段のご配慮を頂きますようお願いを申し上げるしだいでございます。

本日も、報告事項を含めて 12 件の案件を上程いたします。どうかひとつ慎重なるご審議を賜りますようお願いを申し上げまして開会の挨拶といたします。

#### ○事務局長

ありがとうございました。本日は全委員出席でありますので、総会は成立しております。

それでは、平戸市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長にお願いいたします。

○議長

それでは、これより議事に入ります。まず日程第3の議事録署名委員および会議書記の指名を行います。平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員及び書記の指名をいたします。

議事録署名委員に、3番委員、4番委員にお願いします。書記には事務局職員の参事監を指名いたします。以上で日程第3を終わります。

○議長

次に日程第4、3月期の会務報告と、4月期の行事予定を事務局長が行います。

○事務局長

それでは初めに3月の主な会務報告をいたします。

議案書の1ページをお開き下さい。

(3月会務報告を報告)

次に4月の行事予定を申し上げます。

(4月行事予定を報告)

○議長

会務報告が終了しましたので、ここで、次回、平成30年度4月期の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を4月26日木曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、次回総会を4月26日木曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行うことといたします。

《 報告第30号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について 》

○議長

これより議事に入ります。はじめに、報告第30号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」を議題といたします。事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

それでは、2ページをご覧ください。報告第30号農業振興地域整備計画の軽微な変更についてです。

農用地区域の用途変更でありまして、3ページの変更理由書のとおり、農地法第4条の許可が出ておりました。新しく牛舎を建てる予定でありましたが、既存牛舎を使用することとなったので転用許可の取消しを先月総会でご審議いただいたものです。転用取消しに伴う農振地域の用途変更であります。

(報告第30号を朗読:1件)

○議長

ただ今、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結します。

報告第30号については、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、報告第30号については、報告のとおり承認することといたします。

《報告第31号 農地法第3条に係る合意解約について》

○議 長

次に、報告第31号「農地法第3条に係る合意解約について」を議題といたします。事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

6ページをご覧ください。「報告第31号農地法第3条に係る合意解約について」です。貸借の親子間です。生前贈与で解約をするものです。

(報告第31号を朗読:1件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結します。報告第31号については、届出のとおり処理することといたします。

《報告第32号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について》

○議 長

次に、報告第32号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」を議題といたします。事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

議案書7ページをお開きください。報告第32号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」です。番号1は集積計画の所有権移転案件、番号2は中間管理機構による集積、番号3と4は中間管理機構で使用貸借から貸借に変更のための解約です。

(報告第32号を朗読:4件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

(質議なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結します。

報告第32号については、届出のとおり処理することといたします。

《報告第33号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について》

○議長

次に、報告第33号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について」を議題といたします。事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

8ページをご覧ください。1番は農業用倉庫を建設するものです。2番は中山間直接支払い制度に取り組んでいる地区の農業用機械等の保管用倉庫建設です。

(報告第33号を朗読:2件)

(パワーポイントを併用して説明:2件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

○委員

2番は据付式のようにですが転用になるんですか

○事務局

農業用施設での届出であり、ちょっとした仮置き施設でも農地以外で利用される場合は届出か許可が必要であります。

○委員

建築した場合と違い耐用年数から長くもてないのではないかと、撤去した場合は農地に戻すわけ

ですか

○事務局

撤去した場合は、農地に戻すこととなります。

○事務局

税務課でもこの建物は固定資産税の対象とのことで、事務局でも建物とみなしております。

○委員

固定資産税はかかるのか。

○事務局

現況課税とのことで固定資産税の対象になるとのことです。

○議長

他にございませんか。

(質議なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結します。

報告第33号については、届出のとおり処理済といたします。

《報告第34号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について》

○議長

次に、報告第34号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

9ページをご覧ください。報告第34号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について」です。県知事の許可不要案件で届出によるものです。電気通信事業者による中継局建設用地で農振農用地内ですが変更しないままでよいとの農林課は確認済です。

(報告第34号を朗読:1件)

(パワーポイントを併用して説明:1件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

○委 員

今回、2.25㎡ですが、面積的にも制約はないのですか。

○事務局

特にいくらまでとはないようですが、必要最小限でお願いするとさせてもらっている。

○委 員

制約はないとのことだが、広くとって制約はないものか。

○事務局

制約はないが、そういう場合は別地での検討もお願いすることとなるが、面積の制限はない。

○議 長

他にございませんか。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結します。

報告第34号については、届出のとおり処理済といたします。

《議案第78号 農地法第3条の規定による許可申請について》

○議 長

次に、議案第78号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

10ページをご覧ください。議案第78号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番から6番までは経営規模拡大のため所有権移転を売買で、7番は生前贈与のため所有権移転を贈与で行います。詳しくはお手元の3条の調査書をご覧ください。

(議案第78号を朗読:7件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

○委 員

番号3番から5番の譲受人の面積が変わっているのは何ですか

○事務局

元々の耕作面積にそれぞれ加えたものが耕作面積になりますので変わっていきます。最終面積は5番のとおりとなります。

○議 長

他にございませんか。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第78号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようです。議案第78号については、原案のとおり決定いたします。

《 議案第79号 農地法第4条の規定による許可申請について》

○議 長

次に、議案第79号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

12ページをご覧ください。議案第79号「農地法第4条の規定による許可申請について」です。10台の駐車場用地のための転用となります。舗装等はせずに建物も建てないとのことで問題はないかと思われま。駐車場の目的は春日地区の観光案内所の従業員用駐車場が足りないとのことで転用申請があっているものです。

(議案79号を朗読:1件)

(パワーポイントを併用して説明:1件)

○議長

ただ今、事務局よりの説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。

○委員

それでは、報告いたします。今の説明でお分かりかと思いますが、3月15日に中部地区委員3名と、会長、事務局2名、市担当者の7名で立会いをいたしました。転用の目的はそのとおりであり、私どもは日照と排水2点に絞って見たわけですけど、説明のとおり山の排水を流す側溝があり排水については問題ない。日照についても道を挟んで下に田がありましたけれども盛土をしてそこを駐車場にする、車庫がないので別に問題はないなと立会いをいたしました。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。事務局並びに、担当委員さんからの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手願います。

(質議なし)

○議長

質疑がないようです。質疑を終結いたします。

議案第79号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようです。議案第79号については、原案のとおり決定いたします。

《議案第80号 農地法第5条の規定による許可申請について》

○議 長

次に、議案第80号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題といたします。はじめに整理番号1番についてを議題とします。ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による、議事参与の制限規定より、1番委員の退席を求めます。

(委員退席を確認してから)

○議 長

それでは、事務局より提案説明を求めます。

○事務局

13ページをご覧ください。議案第80号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。1番については農業用施設建設用地であり、一部農振農用地でありましたが用途変更済みです。理由としては牛舎・堆肥舎建設となります。使用貸借でクラスター事業により事業主体がJ Aながさき西海農協が行うものです。今現在繁殖牛42頭、育成牛3頭、子牛30頭の計75頭なんです。牛舎を建てることで平成36年度の予定で繁殖牛92頭、育成牛11頭、子牛89頭の計192頭に増やすということで計画がなっています。こちら農地だけで6,216㎡で周辺の原野・山林をあわせると10,000㎡となります。

(議案80号1番を朗読:1件)

(パワーポイントを併用して説明:1件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。

○委 員

事務局の報告のとおりで、非常に寒い日でありましたけれども事務局から2名と農業委員2名で確認をさせていただきました。先ほど説明がありましたが息子さんも農協に勤めておりましたが繁殖牛をやりたいとのことで事業を農協のリース事業で計画しているものです。ご審議をよろしく申し上げます。

○議 長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。事務局並びに、担当委員さんからの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手願います。

○委員

一棟だけ運動場があったと思うんですが、雨水は側溝へということですが、運動場の雨水はどういうふうになっていますか。

○事務局

運動場は基本的に自然流下で流れる計画となっていました。それでも他の農地に被害が出ないように被害防除計画も出してもらっています。

○議長

他にございませんか。

(質議なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第80号の整理番号1番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第80号の整理番号1番については、原案のとおり決定いたします。

○議長

それでは、1番委員の入場を求めます。

(委員入場を確認してから)

○議長

次に、同議案の整理番号2番を、議題といたします。ただし、この案件につきましては、県の追認案件でありますので関係委員の補足説明は省略します。それでは、事務局より提案説明

を求めます。

○事務局

13ページの番号2番ですが、通路及び駐車場用地として所有権を売買で行います。備考欄に追認案件としておりますが、既に転用しており、遑って転用申請が出された案件です。

(議案80号2番を朗読:1件)

(パワーポイントを併用して説明:1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。発言のある方は挙手願います。

○委員

今回、発覚した理由は何ですか。

○事務局

発覚した理由は、今現在家を建てている土地があるんですけど、通路等もあわせて購入したとの認識があるんですが、住宅が建っている土地は以前転用されており、ここもあわせて転用しているとの認識であったとのことですが、実際よく確認したらもれていたことが判明し、名義変更もされていなかったもので、今回行政書士からの申請となったものです。

○議長

他にございませんか

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第80号の整理番号2番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第80号の整理番号2番については、原案のとおり決定

いたします。

《 議案第81号 非農地通知申し出について 》

○議 長

次に、議案第81号「非農地通知申し出について」を議題といたします。  
事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

14ページをご覧ください。議案第81号「非農地通知申し出について」です。現況は山林・原野化しておりました。

(議案第81号朗読:1件)

(パワーポイントを併用して説明:1件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。

○委 員

15日9時30分に事務局、北部の委員さん、申請者と行政書士さんと現地を見てまいりました。事務局の説明があったとおり、ここは55年くらい前にパイロット事業でみかんを作った所です。みかんがなり出したとたん減反政策でみかんを切ったが、そのままの状況で現在に至った。当然荒れ放題です。また、田んぼだったところは、昔ふな釣りに行った池があり、その下に田んぼがあった。ここも50年前から耕作していなかった。殆ど田んぼにならない状況でした。ご審議の程お願いします。

○議 長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
事務局並びに、地区担当委員さんからの説明について、何かございませんか。発言のある方は、挙手願います。

○委 員

農地でないのは判りましたが、跡地については、くれぐれも資材置き場や廃材等置かないよう注意願いたい。

○事務局

そのようにお伝えしたい。

○議 長

他にございませんか。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第81号については、原案のとおり非農地として決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第81号については、原案のとおり非農地とすることに決定いたします。

《 議案第82号 非農地証明願について 》

○議 長

次に、議案第82号「非農地証明願について」を議題といたします。  
事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

15ページをお開きください。議案第82号「非農地証明願について」です。昭和27年の農地法施行以前の違反転用については、農地法の適用は受けませんので、この案件は非農地証明となります。現地には申請人の建物が3棟建っている状況です。

(議案第82号朗読:1件)

(パワーポイント併用して説明:1件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。

○委員

この件につきましては、3月15日に南部地区の農業委員3名と事務局、所有者の代理人含めまして現地を確認しましたが、先ほど事務局の説明がありましたが昭和23年に住宅を建てられて、今現在も住宅として使用しておるようでございます。この住宅からの生活雑排水、また日照についても近隣の農地等にも影響がない。非農地として確認をしたところですので、ご審議願います。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
事務局並びに、地区担当委員さんからの説明について、何かございませんか。発言のある方は、挙手願います。

(質議なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。  
議案第82号については、原案のとおり非農地として証明することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第82号については、原案のとおり非農地として証明とすることに決定いたします。

《議案第83号 第12回農用地利用集積計画(案)について》

○議長

次に、議案第83号「第12回農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

16ページから19ページをお願いします。議案第83号「第12回農用地利用集積計画(案)について」です。17ページの利用権設定各筆明細の賃貸借、新規1件、再設定1件で計2筆

の885㎡となります。

番号3番4番は、所有権移転各筆明細の2件で、2筆3014㎡です。所有権を受ける者は認定農業者です。

18ページの利用権設定各筆明細の賃貸借で農地中間管理機構分です。新規6件で計8筆の16,262㎡となります。

19ページの利用権設定各筆明細の使用貸借で農地中間管理機構分です。新規2件で計3筆の2,948㎡となります。

(議案第83号について朗読:12件)

(パワーポイントを併用して3番、4番を説明:2件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
何かございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。  
議案第83号については、集積計画のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第83号については、集積計画のとおり決定いたします。

《議案第84号 第9回農用地利用配分計画(案)に対する意見について》

○議長

次に、議案第84号「第9回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。はじめに整理番号1番から6番までを議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

20ページから22ページをお開きください。議案第84号「第9回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」です。21ページ使用貸借 新規設定5年1件1筆1,001㎡、新規設定10

年1件2筆1, 947㎡、22ページの3番から6番まで賃貸借5年2件3筆4, 039㎡、賃貸借10年2件3筆6, 166㎡となります。

(整理番号1番から6番を朗読:6件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
何かございませんか。

○委員

番号1番の設定する権利で田んぼが畑になっているが、これはなぜですか。

○事務局

地目上は田になっていますが、現状の使用する設定上が畑として使用することになりますので、その設定する権利としては普通畑となっています。

○委員

関連ですが、賃借料は普通畑と田では当然、変わってくると思うんですが。

○事務局

1番については、使用貸借になりますので無償での貸借となります。19ページも関連ありますが自分が中間管理機構に貸して自分が借りる、いわゆるAtoAですので使用貸借となります。

○事務局

中間管理機構での設定する場合は農地の地目でお互いの合意の元で賃料は決定しているとのことです。

○委員

そこは、判るんですが、地目では田と畑では話し合いで当時決めたと思うんですが、そこらへんは最初の管理機構を利用するときに、畑の場合でも田んぼから畑にお互いが納得すればいいんじゃないでしょうか。

○事務局

最終的には機構が入ることになりますが、両方での決定になりますので集積であげる時もいくらであげる、配分で受ける時もいくらで配分を受ける。そこは同じでないと賃借の金額的にはあわなくなるので、そこは合意の上での設定になっています。

○委員

配分計画のところでは、一応貸しているので農業振興公社名でしか出ていませんけど、ここに地主の名前が出ていないとわかりにくい。A&Aの場合は一目でわかるような書類の作り方をまずしていただきたいなと思います。AさんとBさんで借りた場合は今の問題がありますが、A&Aで借りた場合は賃借が発生しても何の効果もないわけです。ただ、なんでこの普通畑に申請したのか詳しく説明していただきたい。自分の田んぼを県の公社に貸して畑で預かったら水田対策の奨励金の対象にならなくなるんじゃないですか。普通畑じゃなく田んぼのまま借受けたほうがいいんじゃないかと思いますが。又は、畑に転換する奨励金はもらっているんですか。

○農林課

この件については、記載させていただいているのは利用権の内容でして、田んぼの地目のままに例えば飼料を植えるとか、そういう場合は普通畑として記載をさせていただいています。こういった場合に転換の奨励金の対象となるかは即答できませんので、担当に確認させていただきたい。交付される協力金については後日回答させていただきたい。

○委員

普通畑で登録した場合は、水田から除外されることになるんですね、そうするとWCSを作っても対象とらないんですよ、ですからここは田んぼは田んぼのままでA&AでもA&Bでも耕作なされる人が不利益にならないように対応を事務局にはしてもらいたい注文をつけておきたい。これは変更可能なんですか。

○農林課

耕作についての交付金については、耕作者が実際受け取っているかは確認をしないとわからないんですが、利用権の内容について普通畑でした場合、交付金が出るかどうか、あくまで本人さんが耕作される内容を記載させていただいていますので、その点については確認させていただいて回答させていただきたい。

○委員

例えばこの案件をこのまま認めたら、本人に不利益を被るんじゃないですか。ここは今訂正をしてなされた方がいいんじゃないですか、我々はこの案件を決しなくてもいいんですか。

○委員

借受する人は畑で申請することはわからないので、こうした方がいいんですよと、行政の方から

指導してやらんと、補助金が別にありますよと指導してやらんばですよ。

○農林課

担当のほうに確認させていただきたい。

○議 長

ここで暫時休憩します。

—10時57分休憩—

—11時02分再開

○議 長

会議を再開します。説明を求めます。

○農林課

先ほどの判断は現況地目と地目で判断するとのことですので、実際の耕作する作物の内容では利用権の表示があったとしても問題はないということでしたので、登記には影響はないということですのでよろしくお願ひします。地目で判断することになります。

○委 員

地目で判断するのであれば普通畑ではなくて水田で表記で差し支えないんじゃないですか。混乱するような表記にすれば将来色々あったときに混乱すると困る。田んぼの権利はそう簡単に変えんとよ。私は、今日水田に変更すべきじゃないのかと思います。

○農林課

今、お話したように、こちらはあくまでも本人さんの実際に何を耕作するかという参考のための表記になりますので、やはり実際の作物が何か正確に把握するためには、こちらの表記のほうがいいのではないかと思うんですが。

○委 員

私もWCSなど作っているんですが、この表記の中で説明する利用権の内容ですたいね。地目じゃないですよ。地目は田でここを飼料作物なり、現在作っている今後も作る野菜なり、水田としているところは水稲なり、ござの材料のあしも水田になるんですかね。そういうものを表記すればいいんじゃないですかね、利用権の内容について水田・普通畑としなくてもいいのでは

と思います。

○委員

関連です。中間管理機構が出てきてからこういう普通畑の表記が出てきたんですよ。以前は利用権の内容は飼料作物であったり野菜であったりそういう表記だったんですよ。ですから単に田を畑と書くと議案と違いで出てくるのでもしも標記が変えられるのであれば、いままでどおりの飼料作物とか野菜とか表記して頂くと間違いがないんじゃないかと。それともうひとつは設定するときは普通畑、飼料畑とあるかもしれないんですけど3年後は水稻を作るよとあるときは、この書類と変わってくるわけですのでできれば田は水田のままが将来的にもよろしいのかと思います。

○農林課

利用の内容について詳細まで載せたがいいんじゃないかとのことですが、詳細まで載せていくのか若しくは地目に合わせた表記にするのかは、公社と確認を取り協議させていただき今後検討させていただきたい。次回総会に回答させていただきたい。

○事務局

これは、契約の内容で始期がありますので、総会で議決いただかないと効力が発生しなくなる。そこははっきりしないといけない。変更はできるのか、一応この形で決定をして変更ができるのであればいいが。配分計画は意見を述べるだけなのでその形で意見を付していただけますか、ただ同じように集積計画にもありますので意見を述べる分ではないのですが、その分にもあわせた意見を付すことといたしますか。どちらにしましても耕作者に不利がないようにしていければと思います。

○全委員

そのようにかまわない。

○委員

農家の方が普通畑でしてほしいとってきた場合、農家の人に逆にこうしたほうがいいですよと指導してくれということですよ。こういう問題が起きないようにお願いします。

○農林課

今後は農家にそういう話をしていきたい。

○議 長

他にありませんか。

○委 員

このように公社に貸してまた借りるメリットはあるのでしょうか、そういう方が多くいらっしゃるようですが

○農林課

この制度は、農地が次の担い手に引継ぎがされるように、本人さんが農地を機構に貸して、また本人さんが借りる場合のメリットは本人さんが病気や怪我などで耕作できなくなったり、リタイアされた際に、その農地情報を農家に提供し借り手になっていただくことなどメリットがあります。また、次の農家が決まるまで最長3年間は草刈や選定の実施を農業振興公社が実施をすることになっているなど貸付者にもメリットがあるものです。

○議 長

他にございませんか。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第84号の整理番号1番から6番に対する意見については、意見をまとめまして配分計画に対する意見とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第84号の整理番号1番から6番に対する意見については、配分計画のとおり決定いたします。

○議 長

次に、同議案の整理番号7番を議題といたします。ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による、議事参与の制限規定より、17番委員の退席を求めます。

(委員退席を確認してから)

○議 長

それでは、事務局より提案説明を求めます。

○事務局

22ページをご覧ください。7番の賃貸借5年1件2筆6,057㎡となります。

(整理番号7番を朗読:1件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
何かございませんか。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第84号の整理番号7番については、配分計画のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第84号の整理番号7番については、配分計画のとおり決定いたします。

○議 長

それでは、17番委員の入場を求めます。

(委員入場を確認してから)

○議 長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

○議 長

お諮りいたします。本総会において議決されました各案件について、その字句、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理について、これを議長に委任することに決しました。

日 程・第6(閉 会)

○議 長

これをもちまして、平戸市農業委員会 平成29年度 第13回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

— 午前11時17分 終了 —

11. 議事録の公開

公開する

12. 会議配布資料の名称

・資料1 農地法第3条調査書

議事録の作成者の職氏名

農業委員会事務局

参事監兼班長 西 寿代

議事録署名

平成30年4月10日

会 長 丸 田 保 印

3番委員 阿 部 榮 印

4番委員 小川隆友 印

---